

## 資源エネルギー庁ホームページ

### 『なっとく!再生可能エネルギー(固定価格買取制度)』

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/index.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/index.html)

### 『事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)』

発電事業者に求められる遵守事項・推奨事項とその考え方が記載されています。遵守事項に違反した場合は、認定基準に適合しないとみなされます。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/legal/guideline\\_sun.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf)

## 三重県ホームページ

### 『三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン』

三重県内では、日照条件に恵まれた良好な地域特性を生かし、太陽光発電施設の導入が進んでいます。しかしながら、自然環境や景観との調和等が地域課題として顕在化してきたことから、太陽光発電施設の適正導入を図るため「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を策定しました。

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0030900035.htm>

### 『三重県太陽光発電保守点検事業者データベース登録制度』

三重県では、太陽光発電の保守点検事業者の実態把握と事業者への情報発信のため、「三重県太陽光発電保守点検事業者データベース登録制度」を設置し、事業者の登録やデータベースの公開を行っています。

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci500014326.htm>

### 『太陽光発電施設優良事例集』

三重県では、県内の太陽光発電施設について、事業実施状況に関するアンケート調査及び現地調査を実施し、そこで得られた情報から、地域に十分配慮が行われている施設など、他の事業者の模範となる事例を取り上げ、優良事例集にまとめ公開しています。

<http://www.pref.mie.lg.jp/MONOZU/HP/m0142100115.htm>

一般社団法人 日本太陽光発電検査技術協会 (<https://www.pita.or.jp>)

〒604-8242 京都府京都市中京区柳水町84番地 三洋六角ビル505

E-mail: [info@pita.or.jp](mailto:info@pita.or.jp) TEL 075-746-6234 FAX 075-746-6466

Facebook

『一般社団法人 日本太陽光発電検査技術協会』で検索

2019年11月・12月



三重県

四日市市

一般社団法人日本太陽光発電検査技術協会



# 三重県内の 太陽光発電事業者のみなさまへ

2012年7月に開始した固定価格買取制度(FIT)以降、太陽光発電設備の導入が急速に拡大した一方で、顕在化してきた課題に対応するため2017年4月改正FIT法が施行されました。発電業者に適切な設備の管理や、地域への配慮が求められ、長期安定的な太陽光発電所の稼働が期待されています。

＜FIT認定基準の例＞

## 保守点検

発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。

## 法令の遵守

関係法令・条例の規定を遵守すること。

## 設備の廃棄

発電設備の廃棄に関する計画が適切であること。



ご注意  
下さい

FIT法に違反した場合は、**指導・助言・改善命令・認定の取り消し**の措置が講じられる場合があります。

## 固定価格買取制度（FIT）の適切な運用

すべてのFIT認定設備

### 柵等の設置

設備と十分な距離を確保した、外部から容易に触れることができない高さの柵等の設置が義務付けられています。



出力20kW以上のFIT認定設備

### 標識の設置

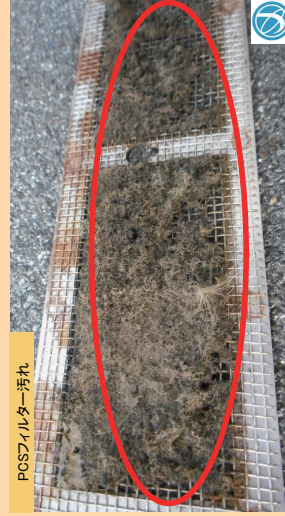
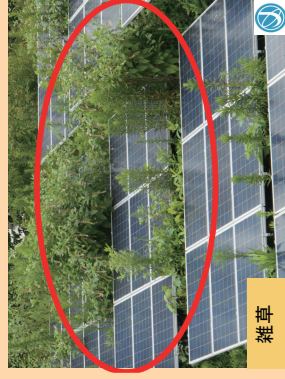
地上に設置された出力20kW以上の発電設備には、外部から見えやすい場所に、発電事業者名や連絡先等必要事項を記載した標識の掲示が義務付けられています。

区分	名称	設備ID	所在地	発電出力	氏名	住所	連絡先	氏名	連絡先	運転開始年月日
再生可能エネルギー発電設備	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇kW	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
再生可能エネルギー発電事業者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇kW	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
保守点検責任者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇kW	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

すべてのFIT認定設備

### 保守点検 維持・管理

発電設備の不具合や雑草による日照障害は、発電性能の低下や運転の停止を招きます。発電量の維持と設備の不具合を未然に防ぐことで、長期に安定した発電が可能です。（発電量の計測・記録が有効）



すべてのFIT認定設備

### 定期報告

設置費用や運転費用等の定期報告が必要となり「再生可能エネルギー電子申請HP」より行えます。  
■ 10kW以上の設備 ☑ 設置費用報告、運転費用報告  
■ 10kW未満の設備 ☑ 設置費用報告  
※増設した場合は増設費用報告が必要になります。  
※経済産業大臣が求めた場合は「運転費用報告」が必要になります。

## 安全の管理

近年、日本に接近する台風が大型になり、  
・ 強風による太陽光パネルの飛散や架台の倒壊  
・ 豪雨による浸水や破損  
などが発生しています。

浸水や破損した場合でも、光が当たれば発電することが可能なため、接近・接触による感電等に気をつける必要があります。また日常的な保守点検に加え、自然災害の発生が予想される場合は、事前・事後の点検や補強を行うなど、万全な対策や措置を講じる必要があります。なお、出力50kW以上の発電設備の事故については、電気事業法に基づく産業保安監督部への報告が、義務付けられています。事故の際はむやみやみに近づかず電気主任技術者、販売施工事業者、保守点検事業者等に連絡してください。

### 自然災害



※1 出典：資源エネルギー庁「太陽光発電の長期安定電源に繋がる調音調整が課題課題で注目を集めたスマホ」

鳥の糞が付着したパネルはそのまま放置すると発電性能の低下を招きます。また、スズメバチなどの巣も近年多く確認されています。



### 動物・鳥

使用済みの発電設備は、関係法令等に従って適正に撤去・処分を行う必要があります。調達価格（売電価格）には廃棄等の費用が織り込まれており、出力10kW以上の太陽光発電事業者にはその積立が義務付けられています。使用済み太陽光発電設備の撤去、運搬、リユース、リサイクル等のため環境省が『太陽光発電設備のリサイクル等』を作成しています。

## 適正な処分